

令和8年10月号



働き方改革関連法の見直しに関して（3）

文責：伊東 毅

ガイドライン

「同一労働同一賃金新ガイドライン」が、10月1日から適用になります。正社員と非正規（パート、有期雇用、定年後継続雇用、派遣など）との待遇の相違についてのガイドラインです。7月号、8月号で、基本的な考え方を説明してきました。誤解がある点を復習すると、

「同一労働同一賃金」といっても、必ず同一水準にしなければならないわけではない。

（1）正社員と非正規、正社員間、非正規間でも、役割や責任の程度など総合的に勘案して、待遇の相違を設けることは何ら問題ではない。

（2）また、待遇の相違について、不合理な待遇差はいけない、と言っています。



①合理的 ②合理的ではないが不合理な待遇差とまでは言えない ③不合理な待遇差

②の部分は、数値化することが判りやすい（正社員の〇%）し、質問も多いのですが、決め込むことは危険です。それぞれの会社の事情で決定する必要があります。

また、早速、10月1日以降採用された方への労働条件通知書又は労働契約書に、記載せねばならない事項があります。以前から明示しなければならない事項として、雇用関係の相談窓口担当者を記載する欄がありましたが、そこに「正社員との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることが出来る」という文言を加えなければならなくなりました。

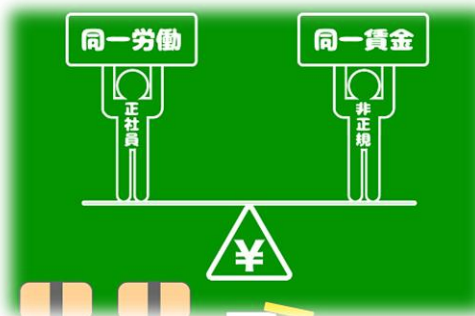
これに対応できるように、規程を示せば判るように、給与規程を見直さねばなりません。

それでは、新ガイドラインに適う待遇を検討するにあたり、

- 一 正社員には支給されているが、非正規には0又は少額であるなど、正社員と非正規との待遇が違う項目（手当、賞与、退職金）を調べる。
- 二 各項目を支給する目的、趣旨を書き出す。
- 三 その目的、趣旨に照らして、正社員には支給しているが、非正規には0又は少額というのは説明がつくか？
- 四 その上で、待遇の相違を是正する方法を検討するに、①非正規の待遇を見直す、②非正規の待遇を見直したいのはやまやまだが、今はその余裕や会社の体力がない。という場合は、支給する手当、賞与、退職金の目的、趣旨を再検討する。

このような手順で見直しを進めましょう。

もはや、非正規だから・・・という理由では通用しなくなりました。正社員は〇〇の役割と責任があるから支給し、非正規には〇〇がないので、均衡に待遇して支給する、という大転換が求められる新ガイドラインです。



高額療養費制度が見直しされました

～高額療養費制度の見直しは令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階に分けて実施されます～

文責:杉山 友香



今回の高額療養費制度の見直しでは、制度全体の持続可能性の確保の観点から、低所得の方の負担に配慮しつつ、主に療養期間が短期の方に追加のご負担をお願いする一方で、「多数回該当」の金額を維持した上で、新たに「年間上限」を設けるとともに、令和 9 年 8 月から標準報酬月額が 15 万円以下の方の「多数回該当」の金額を引き下げるなど、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化しています。

具体的には、①令和 8 年 8 月からは、低所得者の負担に配慮しつつ、一人当たり医療費の伸びに応じて月額負担上限額を見直すとともに、②令和 9 年 8 月からは、応能負担という観点に基づき、所得区分をよりきめ細かいものとするため、現在の限度額から著しく増加することがないように配慮しつつ、所得区分の細分化を行う、こととしています。

高額療養費制度の上限額(令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月まで)

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300 円+1% <140,100 円>	1,680,000 円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100 円+1% <93,000 円>	1,110,000 円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800 円+1% <44,400 円>	530,000 円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500 円 <44,400 円(※1)>	530,000 円(※2)	月額上限 22,000 円 (年間上限 21.6 万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900 円 <24,600 円>	290,000 円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700 円 <24,600 円>	290,000 円	月額上限 11,000 円 (年間上限 9.6 万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※1 年収約 200 万円未満である者は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる (44,400 円→34,500 円)。

※2 年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

高額療養費の支給を受けるためには？

原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際に手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります(ただし、75 歳以上の方は、2 回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます)。なお、年間上限額を超えた分については、いったん医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。

出典:協会けんぽ ホームページ

